



長崎県公報

目 次

- ◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会告示 所管課（室）名
・ 漁業法第86条4項で準用する同法89条第4項の規定に基づく意見の聴取 長崎県北部海区漁業調整委員会

長崎県北部海区漁業調整委員会告示

長崎県北部海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法第86条第4項で準用する同法第89条第4項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。
令和6年5月9日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中 兵恵

- 予定されている不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - 予定される処分の内容
令和5年9月1日付けで知事が免許した区画漁業権北区第1309号及び北区第1310号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付した条件を下記のとおり変更するもの。
 - 根拠となる法令の条項
漁業法（昭和24年法律第267号）第86条
- 不利益処分の原因となる事実
当該漁業権者である中野漁業協同組合からの請願による。
- 意見の聴取の日時及び場所
日時：令和6年5月17日（金）
14時20分から14時30分まで
場所：長崎県県北振興局天満庁舎2階A会議室
佐世保市天満町1番27号

記

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 北区第1309号

変更後	変更前
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 略	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んでな

4. 略	らない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
5. 略	5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

発行者
長崎県
尾上町三番一号

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 北区第1310号

変更後	変更前
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
3. 略	3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、690尾を超えてはならない。
4. 略	4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
5. 略	5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

印刷所

長崎県
種子島町八番十二号

株式会社
寺田ク
田ク
宏
弥ト